

# 政府をあげての注意喚起





詐欺的な投資勧誘にご注意 その2  
▶ 未公開株等の勧誘

**その「もうけ話」、大丈夫ですか？  
詐欺的な投資勧誘にご注意ください！**

未公開株など新たな手口による詐欺的商法にご注意！

近時、未公開株や社債の勧誘を巡る消費者トラブルが増加しています。消費者庁では、警察庁、金融庁等の関係省庁と「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」を設置し、未公開株等の取引に係る消費者被害の発生・拡大の防止のための対策を講じているところです。

また、かつて未公開株の取引をしたことがある高齢者の方などを対象に、外国の通貨を利用した詐欺的商法も見られます。トラブルにあったら、最寄りの消費生活センターまでご相談を！

最寄りの消費生活センターを検索(独立行政法人国民生活センターのサイトへ移動)    
消費者ホットライン(電話番号「188(いやや!)番)もご利用ください。

【消費者庁HP】

「上場すれば必ずもうかる」などのセールストークで未公開株の購入を勧誘され、お金をだましとられる被害が増えています。復讐の業者を装って電話をする、公的機関を装う、謝礼や買い取りを約束するなど、その手口は多様化、巧妙化しています。また、未公開株以外にも私募の社債やファンドに関するトラブルも増加しています。最近の手口の特徴と被害に遭わないための注意点を紹介します。

【政府広報HP】



広報報道

利用者の方へ

金融庁について

金融機関情報

法令・指針等

国際関係

公表物

サイト内検索

検索

ホーム > 投資を行っている方 >

未公開株購入の勧誘にご注意！～一般投資家への注意喚起～

最近、新規公開株の人氣上昇に伴い、金融庁の金融サービス利用者相談室等において、「上場間近」、「値上がり確実」、「発行会社との強いコネにより入手」、「言方だけに特別に譲渡します」などと称して未公開株の購入を勧められ、購入したものの、「発行会社に問い合わせると上場の予定はないと言われた」、「株券が届かない」といった相談が増えています。

【金融庁HP】

出典：画像は、政府広報HP、消費者庁HP、金融庁HPより転載し、民主党政調事務局にて作成  
平成27年8月21日(金) 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 蓮舫(民主党・新緑風会)

(合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用)

第九十五条の二 自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（次項において「合衆国軍隊等」という。）の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているもの、武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2 前項の警護は、合衆国軍隊等から要請があつた場合であつて、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛官が行うものとする。

# 同じ状況でも、なぜか歯止めの違い…なぜ？

	後方支援 (重要影響事態法案)	武器等防護 (自衛隊法改正案)
状況	<b>重要影響事態</b>	<b>重要影響事態</b>
国会の関与	ある	なし
閣議決定	ある	なし
武器の扱い	弾薬○ 武器×	弾薬○ 武器○
危険時の中止規定	ある	なし

[ 平時も可 ]

# 「想定していない」でも「法理上あり得る」?

新三要件をクリアすれば、他国の領土・領海・領空でも武力行使が可能か?



政策上はホルムズ海峡以外は念頭にない。

[ 5/28衆平和安全特委 ]

法理上はあり得る

[ 5/28衆平和安全特委 ]

**なし!止め**

策源地攻撃は可能か?



実際には想定していない。

[ 6/1衆平和安全特委 ]

法理上はあり得る

[ 6/1衆平和安全特委 ]

**なし!止め**

ISILに対する空爆等への後方支援は可能か?



全く考えていない

[ 5/28衆平和安全特委 ]

法的理論としては、これほど適用されることはあり得る

[ 6/4参外交防衛委 ]

**なし!止め**

クラスター弾、劣化ウラン弾を装備する戦闘機への給油は可能か?



想定はしていない

[ 8/11参平和安全特委 ]

法律上は可能

[ 8/11参平和安全特委 ]

**なし!止め**